平成２１年（フ）第６７９号
和歌山県有田郡有田川町大字押手230番地
債務者　上西美佐子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６８６号
和歌山県岩出市高塚246番地５、住民票上の住所和歌山市布引582番地の５
債務者　中川　義己
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６８７号
和歌山市西庄783番地の１　八幡前アパート北３号
債務者　金城　　太
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６８８号
和歌山市西庄783番地の１　八幡前アパート北３号
債務者　飯嶋　直子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２２５号
島根県雲南市三刀屋町三刀屋1230番地19、前住所島根県八束郡東出雲町大字揖屋町750番地53
債務者　名原　章子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５４号
和歌山市打越町５番10号　レオパレス打越町第２―203号
債務者　保田　智美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６５５号
和歌山市打越町５番10号　レオパレス打越町第２―203号
債務者　保田　美希
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１４２号
北海道河東郡上士幌町字上士幌東２線230番地122
債務者　二川　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
北海道広尾郡広尾町並木通東１丁目33番地１
債務者　佐々木英治
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
北海道帯広市西18条南５丁目51番地13
債務者　石川美恵子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
北海道中川郡池田町字利別本町117番地　シボサムハイツ４号室
債務者　藤野　朋美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
北海道帯広市東７条南23丁目１番地６
債務者　須藤　明子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
北海道帯広市東11条南９丁目１番地２
債務者　宇佐見　泰
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
静岡県富士市横割４丁目７番18号大興製紙横割３号アパート311号、前住所静岡県富士市川成島736番地の１　エルディム吉川103、前々住所静岡県富士市松岡425番地の３
債務者　米倉　文美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１５６号
静岡県富士市川成島550番地の３　市営住宅田子浦団地Ａ―507号
債務者　冨士田新吾
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第８９０３号
大阪府豊中市千成町２丁目４番29―504号
債務者　日髙奈緒美（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部